

共同研究及び小児DBの利活用（試行的利活用期間）に関する契約書

国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、相互尊重を旨とする対等な共同研究の精神に基づき、次の条項に従い小児医療情報収集システム事務局が運営する医療情報データベース（以下「小児DB」という。）を利活用した「」に関する共同研究の実施及び成果の取扱いに関する契約を締結する。

なお、小児DBを利活用するにあたっては別途定める「小児医療情報収集システムにおける医療情報等の利活用要綱（試行的利活用期間）」（以下「利活用要綱」という。）に従うものとする。

（共同研究）

第1条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- 一 研究課題名：
- 二 研究目的：
- 三 研究内容・分担

	実施年度	研究内容	分担
(1) に関する研究 の研究 の研究			
(2) に関する研究 の研究 の研究			

（実施場所）

第2条 本共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- 一 東京都世田谷区大蔵2-10-1（甲の研究所内）
- 二 （乙の研究所内）

（実施期間）

第3条 本共同研究の実施期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(研究の分担と管理)

第4条 甲及び乙は、それぞれ第1条第3号の表に掲げる通り研究を分担する。

2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行う。

(研究員)

第5条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究員を本共同研究に参加させる。

(費用の分担)

第6条 乙は、別表第2に掲げる費用を共同研究費として甲に提供する。

(共同研究の中止等)

第7条 甲又は乙は、天災その他やむを得ない事由により本共同研究の遂行が困難となったときは、協議の上、本共同研究を中止し、又は一部を変更することができる。

(賠償責任)

第8条 別表第1に掲げる乙に属する研究員が正規の手続きを経て甲の施設において研究を実施する際に、乙に属する研究員の故意又は重大な過失による事故により設備等を損傷した場合は、乙及び乙に属する研究員は、その責を負う。

2 別表第1に掲げる乙に属する研究員が正規の手続きを経て甲の施設において研究を実施する際に、甲に属する職員の故意又は重大な過失による事故により心身に障害等を受けた場合は、甲及び甲に属する職員は、その責を負う。

(災害及び事故等の処理)

第9条 甲の施設において乙に属する研究員が関与する災害及び事故等が生じた場合には、甲と乙とは連携して災害及び事故等の発生の状況等について調査するとともに、甲と乙との協議に基づき処理するものとする。

(設備等の使用)

第10条 甲は、甲が保有する設備等については、本共同研究を行う上で甲が必要と認めた限度において、乙に無償で使用させることができる。

2 乙は、乙が保有する設備等については、本共同研究を行う上で乙が必要と認めた限度において、甲に無償で使用させることができる。

(共同研究者の設備等の持込み)

第11条 甲は、乙が本共同研究を行うために必要な設備等を甲の研究所へ持込むことを認めることができる。

(設備等の寄付)

第12条 本共同研究終了後、乙が甲の研究所に持ち込んだ設備等のうち乙が不要とするものであって、甲が必要とするものについては、甲に寄付することができる。

(研究用資材等に対する注意義務)

第13条 甲に属する研究員は、本共同研究が終了するまでは、乙が提供した研究用資材等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 前項の規定は、乙及び乙に属する研究員について準用する。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示もしくは提供を受け又は知り得た情報・資料等であって、相手方が秘密であることを指定したもの及び本共同研究の成果についての情報に関する秘密を保持し、第三者に開示・漏洩せず、また、本共同研究以外の目的に使用してはならない。また、甲及び乙は、本共同研究に従事する研究担当者がその所属を離れた後も、相手方より開示もしくは提供を受け又は知り得た情報・資料等であって、相手方が秘密であることを指定したもの及び本共同研究の成果についての情報・資料等に関する秘密を保持する義務を、当該研究担当者に負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報・資料等については、この限りではない。

- 一 開示もしくは提供を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報・資料等
- 二 開示もしくは提供を受け又は知得した際、既に公知となっていた情報・資料等
- 三 開示もしくは提供を受け又は知得した際、自己の責めによらずに公知となった情報・資料等
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報・資料等
- 六 書面により事前に開示につき相手方の同意を得た情報・資料等

2 甲及び乙は、前項の規定により秘密を保持することとされた情報・資料等を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前2項に規定する秘密保持義務は、本共同研究開始の日から発生し、研究終了後又は研究中止後3年間まで維持されるものとする。

(発明及び共有特許権等)

第15条 甲又は乙は、それぞれ、甲又は乙に属する研究員が本共同研究の実施の過程又は結果において行われた発明については、すべからくこれを甲と乙が共同して行ったものとみなし、当該発明（以下「共有発明」という。）に係る特許出願を行おうとするときは、共同して行うものとし、それぞれの持分等の詳細については、甲及び乙が別途協議のうえ決定するものとする。ただし、甲又は乙がその特許を受ける権利を相手方に移譲した場合は、この限りではない。

2 共有発明に係る特許出願、維持及び管理等に要する費用は、甲及び乙が別に協議して定めた場合を除き、持分に応じた出願等費用を負担するものとする。

(研究成果の使用)

第16条 甲、乙並びに甲及び乙の研究員は、第14条の秘密保持義務を遵守の上、一切の研究成果を教育及び研究活動のために無償にて使用することができるものとする。

(実施料)

第17条 甲及び乙は共有の知的財産権を第三者に許諾又は譲渡することができる。また甲及び乙が第三者から得た実施許諾の対価は、甲乙の持分に応じて分配するものとする。なお、甲及び乙は当該実施許諾の交渉・手続に要した外部費用（甲又は乙の指定する技術移転機関に支払う報酬も含む。）を控除できるものとする。

(共同出願契約書)

第18条 前3条に規定するほか、共有発明に係る特許出願、維持、管理及び実施については、甲及び乙が別途協議のうえ、共同出願契約書で定めるものとする。

(研究成果の公表等)

第19条 第14条に定めるほか、甲又は乙は、本共同研究の実施期間中において、研究成果を公表しようとするとき（研究成果について甲及び乙以外の者に個別に知らせようとするときを含む）には、原則として公表しようとする日の30日前までに相手方と協議し、相手方との同意を得るものとする。

2 甲及び乙は、本共同研究の実施期間の中止又は終了の後、公表しようとする日の30日前までに相手方の同意を得たうえで、本共同研究の成果を公表することができる。ただし、成果を公表することで甲又は乙に業務上の支障が発生する場合には、相手方に対して研究成果を公表しないよう申し入れることができるものとし、相手方は、公表しないように申し入れた者の意向を尊重し、研究成果を公表することを延期し又は研究成果の内容の一部を公表しないこととする。

(免責)

第20条 乙は、統計情報が、欠陥、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、甲が乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をせず、且つ甲はいかなる損害賠償義務も負わないことを承認する。

2 乙は、乙による統計情報の保有及び使用が、第三者の産業財産権をはじめとする一切の知的財産権を侵害していないことを、甲が保証するものではないことを承認する。

(監査の実施)

第21条 乙は、乙による統計情報の保有及び使用が、利活用要綱に従っていることを保証するために、甲が監査を実施することを承認する。

2 乙は、甲が前項に規定する監査を実施する場合、甲又は甲が適切と認めた第三者による乙の研究所への立ち入りを承認する。

(準用)

第22条 第15条から第18条までの規定は、次の権利等について準用する。

- 一 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
- 二 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利
- 三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物及び同法第12条の2第1項に規定するデータベースの著作物であって、理事長及び共同研究機関が特に指定するものに係る著作権
- 四 種苗法（平成十年法律第八十三号）に規定する育成者権及び品種登録を受ける権利
- 五 第1号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものであって、センター及び共同研究機関が特に指定するものに係る権利

(協議)

第23条 この契約に定めるもののほか研究成果の取扱いその他必要な事項については甲及び乙が別途協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住 所

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
理事長 印

乙 住 所

所属する組織名
代表者名 印

別表第1 参加研究員

所属	氏名	所属・職名	担当する研究テーマ
センター			
共同研究機関			

別表第2 共同研究機関からの共同研究費提供額 (税込)

計画年数	共同研究費① (=②+③) (直接及び間接経費の合計)	直接経費②	間接経費③
1年目 (令和 年 月 日～ 令和 年 月 日)	円	円	円
2年目 (令和 年 月 日～ 令和 年 月 日)	円	円	円
3年目 (令和 年 月 日～ 令和 年 月 日)	円	円	円
合計	円	円	円

注) 共同研究取扱規程第4条に従い、間接経費③は、直接経費②の30%を基本とする。ただし、共同研究の実施内容及び契約内容に応じて、センター研究者及び共同研究機関等と協議の上、直接経費の30%までの範囲で間接経費を設定することができる。